令和元年台風第19号等に係る被害状況及び政府の対応状況

内閣府(防災担当)災害緊急事態対処担当

1 はじめに

平成31年4月1日、新しい元号を「令和」とする政令が閣議決定され、5月1日の皇太子殿下の御即位に伴い、令和の新しい時代がスタートしました。平成の時代は、阪神・淡路大震災や東日本大震災など、大規模な災害が発生しても、平成の最後の5年間だけでも、平成26年の広島土砂災害や御岳山噴火、平成27年の関東・東北豪雨、平成28年の熊本地震、平成29年の九州北部豪雨、平成30年の7月豪雨や北海道胆振東部地震と、多数の人的被害等が毎年発生しました。令和元年も、台風第19号等により甚大な被害が発生しました。

そこで本稿では、令和元年に発生した 災害のうち、関東地方南部を中心に猛烈 な風雨となった台風第15号と、静岡県や 新潟県、関東甲信地方、東北地方を中心 に広い範囲で記録的な大雨となった台風 第19号の被害状況と政府の対応について ご紹介したいと思います。

2 令和元年台風第15号の 被害状況と政府の対応

1)被害状況

令和元年台風第15号は、令和元年9月7日から8日にかけて小笠原近海から伊豆諸島付近を北上し、9日3時前に三浦半島付近を通過して東京湾を進み、5時前に強い勢力で千葉市付近に上陸しました。その後、9日朝には茨城県沖に抜けましたが、台風の接近・通過に伴い、伊豆諸島や関東地方南部を中心に猛烈な風、猛烈な雨となりました。特に、千葉市で最大風速35.9 m、最大瞬間風速57.5 m

を観測するなど、多くの地点で観測史上 1位の最大風速や最大瞬間風速を観測す る記録的な暴風となりました。

この台風により、令和元年 12 月 23 日時点で、死者 3 名、重傷者 13 名等の人的被害のほか、家屋の全壊 391 棟、半壊 4, 204棟、一部損壊 7 万 2, 279 棟等の被害が発生しています。また、千葉県を中心に停電や断水が相次ぎ、停電が約 93 万戸(最大)、断水が約 14 万戸(最大)発生し、電力に関しては、現場の被害状況の確認や倒木の処理に時間を要したこと等により復旧作業が長期化するなど、ライフラインにも大きな被害が生じました。

2) 政府の対応

台風が上陸する前の9月6日に関係省 庁災害警戒会議を開催し、政府としての 警戒態勢を確保した上で、9月8日には 気象庁が臨時の記者会見を実施し、自分 の命、大切な人の命を守るための行動を 強く呼びかけました。9月9日以降、国 から千葉県庁及び市町村に連絡員を派遣 し連携体制を整えたほか、10日には山本 防災担当大臣(当時)出席のもと関係省 庁災害対策会議を開催しました(以降、 計15回にわたり開催)。また、同日、内 閣府調査チームを千葉県へ派遣したほか、 武田防災担当大臣が千葉県及び東京都(12 日:千葉県庁、香取市、多古町、15日: 東京都大島、新島、16日:千葉県館山市、 鋸南町、君津市)を、今井内閣府大臣政 務官が千葉県(19日:千葉県庁、君津市、 富津市、27日:館山市、袖ケ浦市)を現 地視察し、被害状況等を直接確認するな ど、被災地におけるニーズの把握等を行 い、政府全体で被災者に寄り添った支援 を実施しました。

停電や断水等により多くの方々が避難 所での生活を余儀なくされたこと等を踏まえ、9月17日に約13.2億円の予備費の使用を閣議決定し、水、食料、段析のと間議決定し、水、食料、段が変換をでは必要となる物資を調査を指に必要となる物資を行びといる。この各部隊の各部隊による大済を大変では必要をは必要をは必要をは必要をは必要をは必要をは必要をは必要をでは必要によるとなった支援を対した。というでは、入済支援や次き出し等の支援を対した。というでは、大済支援を対した。というでは、大済支援を対した。というでは、大済支援を対した。というでは、大済支援を対した。というでは、大済支援を対した。というでは、大済支援をはいる。というでは、大済支援をは、大済支援を対した。というでは、大済支援を対した。というでは、大済支援を対しまります。

また、台風第15号の対応においては、 昨年度から運用が開始された「被災市区 町村応援職員確保システム」に基づき、 被災市区町村の首長への助言や応援職員 のニーズ把握など、被災市区町村が行う 災害マネジメントを総括的に支援する チーム(総括支援チーム)の派遣が行わ れたほか、避難所の運営や罹災証明書の 交付等の被災市区町村が行う災害対応業 務の支援として、他の自治体から被災自 治体に対して応援職員を派遣する支援(対 口支援) が行われました。当該システム に基づき、総括支援チームとして、被災 9市町に対し9都県市から延べ約310名 が、対口支援として、被災9市町に対し 16 都県市から延べ約 3,500 名が派遣され ています。

今回の台風災害で極めて多くの家屋が、 暴風による屋根の被害や、直後の強風を



写真1 千葉県富津市の住家被害

伴う降雨による屋内への浸水被害を受け、 被災者の方々の日常生活に著しい支障が 生じました。これを契機として、被災者 の生活の安定を確保する観点から、災害 救助法の応急修理制度の対象が拡充され ました。具体的には、住家の屋根、壁等 の被害の全体に占める割合(損害割合) に基づき「全壊」、「大規模半壊」、「半壊」、 「半壊に至らない」の4区分になっている ものを、今回「半壊に至らない」のうち、 半壊に近い 10%以上 20%未満の損壊割合 を新たに「一部損壊 (準半壊)」(仮称)(基 準額は30万円以内)として応急修理の対 象に位置付け、計5区分としました。本 制度は、令和元年8月28日から施行(同 年8月に佐賀県で発生した前線に伴う大 雨から支援の対象)され、台風第15号か ら台風第19号までの一連の災害(10月 24 日から 26 日までの大雨を含む) をは じめとして、災害救助法が適用された災 害による被害が対象となりました。

なお、台風第15号に係る災害救助法、 被災者生活再建支援法の適用状況、及び 激甚災害指定の状況については、以下の とおりです。なお、後述の台風第19号等 でも同様ですが、これら法制度の適用を に際しては、内閣府職員を被災自治体の 流遣し、災害救助法や住家の被害認 で 事の説明会を開催する等、法の 運用に関する支援等を実施しています。 また、激甚災害の指定については、被 自治体が財政面での不安なく、復旧 興に迅速に取り組めるよう、被害状況調



写真 2 東京都大島町の住家被害

査の結果が、指定基準に達する見込みであると判明した場合には、指定政令の閣議決定を待たず、速やかに「指定見込み」の公表を行うこと等に取り組んでいます。

- ○災害救助法の適用:千葉県25市15町 1村、東京都島しょ大島町
- ○被災者生活再建支援法の適用:茨城県 県内全域(※1)、千葉県県内全域(※ 2)、東京都大島町、新島村、神奈川県 横浜市

※1:茨城県は台風第15号から台風第19号までの一連の災害、 ※2:千葉県は台風第15号から10月25日の大雨までの一連の災害

○激甚災害指定:令和元年8月13日から9月24日までの間の暴風雨及び豪雨による災害(※令和元年8月から9月の前線等に伴う大雨(台風第10号、第13号、第15号及び第17号の暴風雨を含む。))

・指定見込公表: 9月20日 ・閣議決定:10月11日

対象地域	主な適用措置
全国	農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置、農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例、小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等
千葉県鋸南町	中小企業信用保険法による災害関係保証 の特例

3 令和元年台風第19号の 被害状況と政府の対応

1)被害状況

令和元年台風第19号は、令和元年10月 12日19時前に大型で強い勢力で伊豆半島 に上陸した後、関東地方を通過し、13日 未明に東北地方の東海上に抜けました。 台風本体の発達した雨雲や台風周辺の と空気の影響で、静岡県や新潟県、 関東甲信地方、東北地方を中心に広り日か ら13日までの総雨量は神奈川県箱根町で 1,000mmに達し、関東甲信地方と静岡県の 17地点で500mmを超えた)。この記録的な 大雨により、12日15時30分に静岡県、神 奈川県、東京都、埼玉県、群馬県、山梨 県、長野県の7都県に、12日19時50分に 茨城県、栃木県、新潟県、福島県、宮城 県の5県に、13日0時40分に岩手県に大 雨特別警報が発表されました。

この台風による被害は、令和2年1月 10日時点で、死者・行方不明者89名、重 傷者37名のほか、家屋の全壊3,203棟、半 壊2万7,154棟、一部破損2万9,985棟、 床上浸水7,316棟等となっています。ま た、関東甲信越地方、東北地方を中心に 停電や断水が相次ぎ、停電が約52万戸 (最大)、断水が約16.8万戸(最大)発 生するなど、ライフラインにも大きな被 害が生じました。

多くの河川で決壊が発生し、国管理河川では6水系7河川12箇所、都道府県管理河川では20水系67河川128箇所で決壊が発生しました。このうち、長野県長野市では、信濃川水系千曲川の堤防決壊により多くの被害が発生し、千曲川に架かる上田電鉄別所線千曲川橋梁の左岸川にといる上田電鉄別所線千曲川橋梁の左岸川では、流域内で土砂・洪水氾濫が発生し、五福谷川等の支川の勾配の緩い区間で土砂が河道を埋塞し大量の土砂が氾濫するなど、広範囲にわたり多くの家屋被害が生じました。

2) 政府の対応

台風が接近する前の10月8日及び上陸 する前の11日に関係省庁災害警戒会議等 開催し、政府としての警戒態勢を確保を るとともに、武田防災担当を呼びが るとともに、武田防災担当を呼びが をした。武田防災担当を呼びが でなった、11日には関係閣僚会議の を出た。安倍総理から、改に事が を出た。安倍総理からともに、 変倍総理からともに、 変倍をでいるといる。 で、被害状況等の確保に 方全を期直 で、安に で、の安全・安の作品に で、の指示がありました。 の指示がありました。 の指示がありました。 の指示がありました。 の指示がありました。 の指示があります には の指示がの事務次官級職員を構成 には 各府省の事務次官級職員を構成



写真3 長野県上田市の落橋した鉄道橋

とする「被災者生活支援チーム」を設置 し、被災状況の把握や応急対策の総合調 整、被災地の課題やニーズに基づいた生 活支援等を迅速かつ強力に進めました。 13日には、内閣府調査チームを福島県、 長野県、埼玉県、宮城県、栃木県及び茨 城県の6県庁へ派遣したほか、各省庁か ら各被災地へ職員が派遣され、現地にお いて、自治体の長や幹部と直接調整等を 行いながら迅速な意思決定を行い、省庁 横断的な支援を行いました。また、武田 防災担当大臣を団長とする政府調査団の 派遣(14日:福島県)、安倍総理及び武 田防災担当大臣による現地視察(17日: 福島県及び宮城県、20日:長野県)※な ど、被害状況等を直接確認した上で、災 害応急対策に取り組みました。さらに、 10月18日には、特定非常災害に指定し、 被災者の権利を守るための特別な措置を 講じる等、政府の総力を挙げて災害応急 対策を推進しています。

※このほか、武田防災担当大臣は、10月13日:長野県、21日:茨城県、栃木県、福島県、24日:神奈川県、26日:千葉県、28日:岩手県、11月9日:静岡県、今井内閣府大臣政務官は、13日:千葉県、14日:千葉県、20日:長野県、21日:茨城県、栃木県、福島県、26日:千葉県を現地視察。

警察、消防、自衛隊、国土交通省においては、発災直後から全国の部隊を被災地に派遣し、救出救助活動や二次災害防止活動、生活支援等を実施しました。これらの実働部隊による活動規模は、警察災害派遣隊延べ約4,400人、緊急消防援助隊延べ約3,000人、自衛隊員延べ約7万9千人、緊急災害対策派遣隊(TECFORCE)延べ約3万1千人となっていま



写真4 福島県郡山市の浸水被害

す。

台風第19号の対応においても、「被災市区町村応援職員確保システム」に基づき、被災市区町村の首長への助言等を通じた災害マネジメントの総括的な支援や、被災市区町村が行う災害対応業務の支援(対口支援)が行われました(総括支援チームとして、被災10市町に対し、10府県市から延べ約570名が、対口支援として被災27市町に対し、34道府県市から延べ約9,300名が派遣)。

10月20日に開催した第10回非常災害対 策本部会議において、安倍総理から、 被災者の生活と生業の再建に向けた対策 パッケージをとりまとめるよう指示があ り、これを受けて政府では、被災者の ニーズに応じた住宅再建等や、中小企業 や農林水産業等への支援、災害復旧や災 害廃棄物の円滑な処理等の施策をとりま とめるとともに、被災自治体が財源に不 安なく取り組んでいただけるよう、11月 8日に約1,316億円の予備費の使用を閣議 決定しました。10月29日には、令和元年 台風第19号を平成28年熊本地震以来2例 目となる「大規模災害からの復興に関す る法律」に基づく非常災害として指定す ることを閣議決定し、被災自治体から要 望があった6箇所の道路において直轄権 限代行による災害復旧事業に速やかに着 手しています。

さらに、12月13日には、令和元年度一般会計補正予算(第1号)として、災害からの復旧・復興と安全・安心の確保に

必要な経費約2兆3,086億円を閣議決定しました。

なお、台風第19号に係る災害救助法、 被災者生活再建支援法の適用状況、及び 激甚災害指定の状況については、以下の とおりです。

- ○災害救助法の適用:14 都県 390 市区町 村
- ○被災者生活再建支援法の適用:14 都県 359 市区町村※
 - ※茨城県は台風第15号から台風第19号までの一連の災害、 千葉県は台風第15号から10月25日の大雨までの一連の災害
- ○激甚災害指定:令和元年10月11日から同月26日までの間の暴風雨及び豪雨による災害(※台風第19号、第20号及び第21号の暴風雨による災害)
- ·指定見込公表:10月18日、21日
- · 閣議決定:10月29日

(適用措置の追加等 指定見込公表:11月19日 閣議決定:11月29日)

対象地域	主な適用措置
人门到代记场	工な過用用値
全国	公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助、農地等の災害復旧事業等に関事業等に関事業時に係る補助の特別措置、農林地のの特別措置、農村助の特別措置、農村助の時別事業者のの実務を持続による。 利用施設災害復行う港が開業によるのでは、 利用施設区等の行う港が開業による。 大学では、 大学に、 大学に、 大学に、 大学に、 大学に、 大学に、 大学に、 大学に、 大学に、 大学に、 大学に、 大学に、 大学に、 大学に、 大学に、 大学に、 大学に、 大学に、 大学では、 大学に、

4 令和元年台風第15号・第19号を はじめとした一連の災害に係る検証

上記のとおり、政府では、災害対応に あたっては、警戒態勢の確保から、被災 自治体に対する職員の派遣、災害対策本 部の設置、法制度の適用による支援な ど、各省庁が一体となって災害対応にあ たっています。一方で、自然災害は毎回 態様が異なるものであり、発生した災害 から得られた教訓については次への備え に活かしていくことが重要です。

令和元年の台風第15号や第19号をはじめとした一連の災害に係る課題について、「令和元年台風第15号・第19号をはじめとした一連の災害に係る検証チーム」を開催し、台風第15号で課題となった長期停電、通信障害、国・地方自治体の初動対応等について、改善すべき課題を抽出し、対応策を整理し、1月16日に中間とりまとめを公表したところです。

台風第19号に係る論点については、避 難行動につながる情報収集、情報提供・ 発信に関しては、中央防災会議・防災 対策実行会議の下に「令和元年台風第 19号等による災害からの避難に関する ワーキンググループ」を設置し、災害 リスクと取るべき行動の理解促進、高 齢者等の避難の実効性の確保、わかり やすい防災情報の提供(避難勧告、避 難指示のあり方)等について検討する ほか、河川・気象情報等の発信・伝達 に関しては、国土交通省において「河 川・気象情報の改善に関する検証チー ム」で検討するなど、引き続き検証を行 い、年度末を目途に結論を得た上で最終 とりまとめに反映予定です。

5 おわりに

(内閣府 防災情報のページ: http://www.bousai.go.jp/)





図 「令和元年台風第 15 号・第 19 号をはじめとした一連の災害に係る検証チーム」中間とりまとめ (令和 2 年 1 月 16 日公表 内閣府) http://www.bousai.go.jp/pdf/r1t 15 19.pdf